

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）

計画段階環境配慮書

— 事業者回答（2次）添付資料 —

目次

別添 3-30 「北海道地球温暖化対策推進計画」について..... 1

別添 3-30 「北海道地球温暖化対策推進計画」について

以下の箇所について修正します。(赤字)

・配慮書 P172

(b) 北海道地球温暖化対策推進計画

低炭素社会に向けた取り組みとして、「北海道地球温暖化防止対策条例」（平成 21 年北海道条例第 57 号、最終改正北海道条例第 6 号）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2010 年 5 月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第 2 次）」が策定されている。その後、社会情勢の変化などから、2020 年 3 月に北海道では「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、その実現に向けての取組を進めるため、2021 年 3 月「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）」が策定された。また、**2023 年 4 月**には北海道地球温暖化防止対策条例の改正を踏まえ一部修正された「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）〔改定版〕）」が策定されている。

この計画では、長期的には「2050 年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボン北海道の実現」を、中期的には「2013 年度比で 48% (3,581 万 t-CO₂) 削減」を目標とされている。表 3.2 42 に示した施策のほか、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に進める取組としている。

ゼロカーボン北海道に向けた地域の取り組みとして、事業実施想定区域が含まれる「道北連携地域（上川、留萌、宗谷（総合）振興局）」で推進される取り組みは、表 3.2 43 に示すとおりである。